

# 平成 24 年度第 3 回 八戸市虐待等防止対策会議

日時：平成 24 年 8 月 30 日（木） 10：00

会場：市庁別館 2 階 会議室 C

## 次 第

1 開会

2 議題

案件 1：八戸市における障がい者虐待防止体制について

案件 2：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について

3 その他

4 閉会

## 八戸市における障がい者虐待防止体制について

### 1. 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行)

#### (1) 障害者虐待の定義

- ① 「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者で、障害者手帳を取得している者に限定しない。
- ② 「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいう。
- ③ 障害者虐待の類型は、身体虐待、性的虐待、心理的虐待、放任・放棄、経済的虐待の5つ

#### (2) 市町村の役割と責務

- ① 養護者による障害者虐待  
⇒事実確認(立入調査等)、措置(一時保護、後見審判請求)、居室の確保、相談等
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待  
⇒事実確認、都道府県への報告等
- ③ 使用者による障害者虐待  
⇒都道府県への通知

#### (3) 「市町村障害者虐待防止センター」と「都道府県障害者権利擁護センター」

市町村・都道府県の部局又は施設は、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たす。

### 2. 八戸市障がい者虐待防止センター

#### (1) 役割

- ① 通報又は届出の受理(休日・夜間も対応)
- ② 障害者及び養護者への相談、指導、助言
- ③ 虐待防止及び養護者支援に関する広報、啓発活動

#### (2) 体制

- ① 障がい福祉課と、市が障がい者相談支援事業(権利擁護に関する業務や24時間対応等含む)を委託している3事業所とで障がい者虐待防止センターとしての機能を果たす。
- ② 夜間・休日は障がい者相談支援事業所の対応を基本とするが、緊急対応が必要と相談支援事業所が判断した場合は、市へ連絡する。

### 3. 体制整備に向けた準備

#### (1) 周知等

- ① 八戸市虐待等防止対策会議で委員へ説明
- ② 市広報10月号へ記事を掲載予定
- ③ 民生委員児童委員協議会の10月地区会長会で説明予定

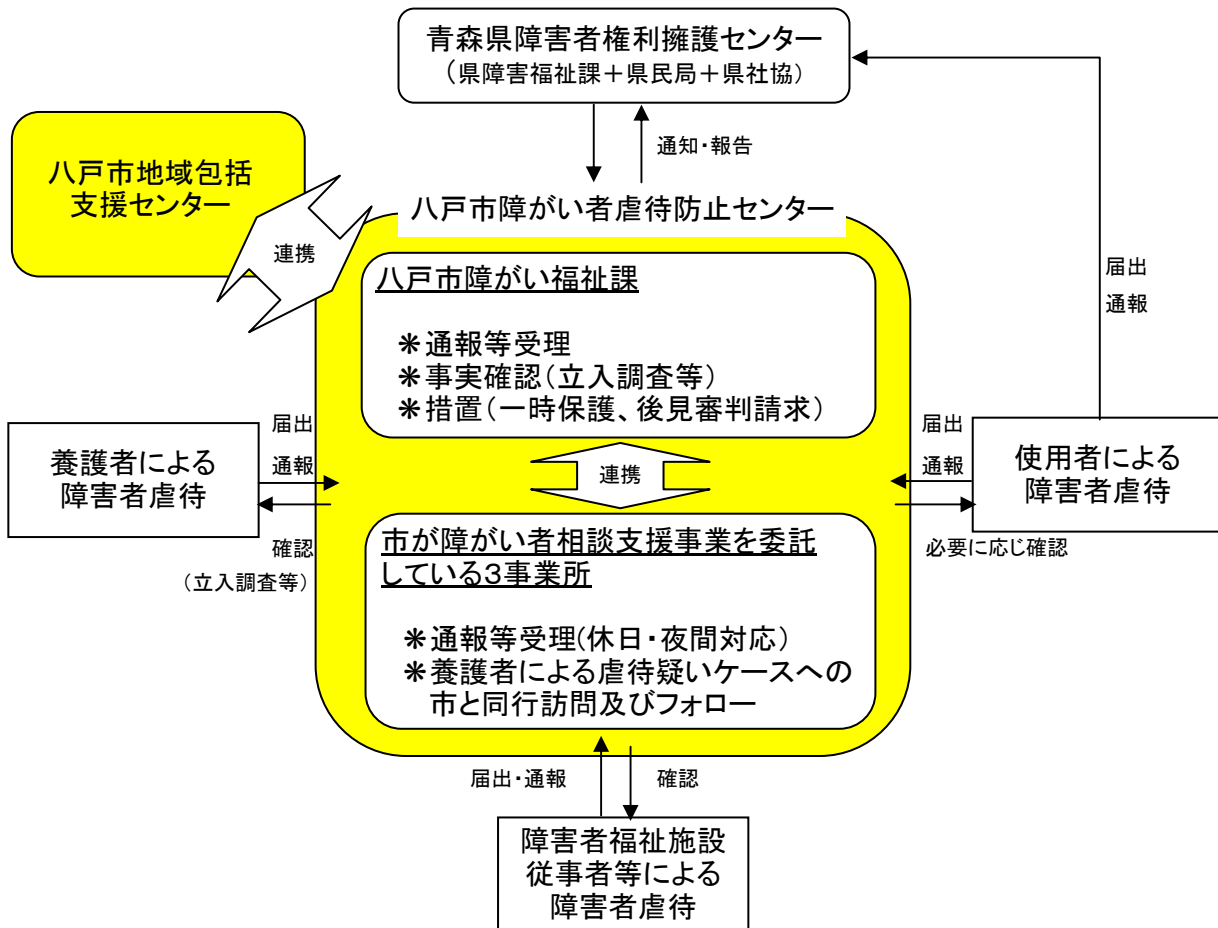
(2) 障がい者相談支援事業所との連携体制

- ① 虐待の通報又は届出受理の流れ、夜間休日の対応についての確認
- ② 相談時に用いる様式の確認
- ③ 双方の役割、連携体制の確認

(3) 地域包括支援センターとの連携体制

障がい者虐待において、養護者(親)が高齢者で、高齢者と障がい者双方に支援の必要がある場合など、ケースに応じて必要時、地域包括支援センターと連携して訪問やケア会議等を行う。

<八戸市障がい者虐待防止センターの体制 >



# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

## 目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

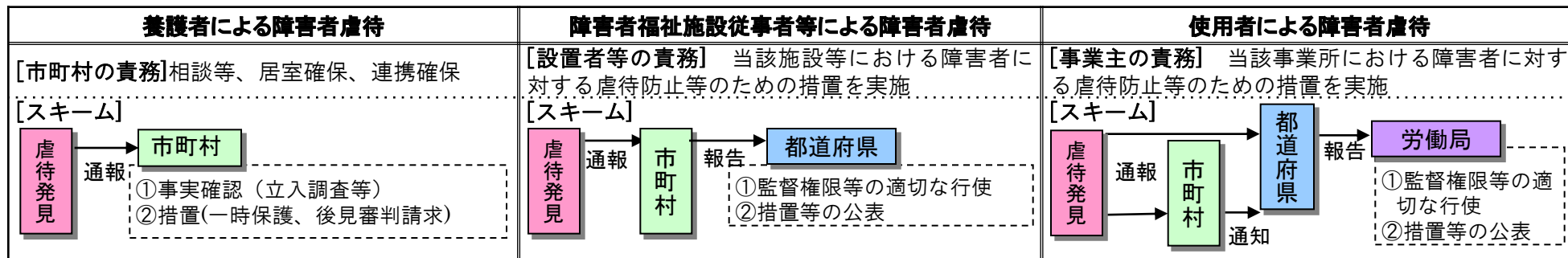
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**  
(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正:平成二四年四月六日法律第二七号

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等(第七条 第十四条)
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第十五条 第二十条)
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等(第二十一条 第二十八条)
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条 第三十一条)
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条 第三十九条)
- 第七章 雑則(第四十条 第四十四条)
- 第八章 罰則(第四十五条・第四十六条)
- 附則

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支

援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)に係る業務に従事する者をいう。

- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
    - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
    - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
    - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

**第四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

**第五条** 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

**第六条** 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害



者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

**第十三条** 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条** 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

**第十五条** 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

**第十六条** 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第十七条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

**第十八条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

**第十九条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

**第二十一条** 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

**第二十二條** 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十三條** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

**第二十四條** 都道府県は、第二十二條第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第二十五條** 市町村又は都道府県が第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

**第二十六條** 都道府県労働局が第二十四條の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

**第二十七條** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三條の規定の適用については、第二十四條中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五

条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

(公表)

**第二十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

**第二十九条** 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

**第三十条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。))又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

**第三十一条** 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

**第三十二条** 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施

設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

**第三十三条** 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十四条** 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

**第三十五条** 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

**第三十六条** 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

**第三十七条** 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十八条** 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第三十九条** 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第七章 雑則

(周知)

**第四十条** 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

**第四十一条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

**第四十二条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第四十三条** 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

**第四十五条** 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第四十六条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

#### **附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



# 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（案）

## 意見募集 実施結果

期 間 平成24年7月2日～平成24年7月27日

意見を提出していただいた方の人数

・インターネット	0人
・こども家庭課へ提出	2人
・郵送	58人
・ファクシミリ	8人
合 計	68人

意見への対応

1 計画に反映したもの	6項目
2 意見に回答したもの	20項目

その他、いただいた たくさんの意見については今後の参考とさせていただきます。

# 主な意見及び対応一覧表

項目	対応ページ	意見	関連意見	対応	
計画策定にあたって	2	(1)策定の背景 1行目 (以下「DV」という) 「DV」の説明の補足が必要	2	反映	(ドメスティック・バイオレンス:Domestic Violence、以下「DV」という)と修正します。
		男性も DV を受けていないとも限らないのではないか？	5,24,26	回答	計画自体には反映しないが、被害者には男性も含まれることを踏まえ、啓発・対応していきます。
		(4)進行管理 2行目 (「～連絡会議」等) 課題である「連携」がしっかり行えるようあいまいな「等」を取る	2	回答	他の組織との連携も踏まえた表現となっております。
施策の体系	3	重点目標2. 早期発見のための体制づくり 学校教育施設 分かりやすく「学校」とする。	2	反映	「学校」に修正します。
基本目標	4	2行目「デートDV」 5ページに説明はあるが4ページに無いので説明が必要。	2	反映	恋人間における暴力(以下「デートDV」という。)と修正します。
重点目標1	5	市のHPには相談窓口が見当たらない	4	回答	相談窓口や連絡先などが探しやすくなるよう、ホームページの改善に努めます。
		[施策の方向]の「若年層等」 一般的な表現である「児童・生徒」もしくは「こども」にする。	2	回答	対象範囲として、18歳以上の者も想定しているため、「こども」ではなく「若年層等」としました。
重点目標2	6	医療関係者からの通報と連携するのがベスト	12	回答	医療機関の対応マニュアルが県からすでに配布済みです。
		地域の支援者に対する啓発で、町内会組織はこれに含まれるのか？又、含まれないのであればチラシの配付(回覧)等で対応していただきたい。	19	回答	支援者については民生委員を対象としており、町内会組織自体は含まれていない。そのため、計画が策定されましたらチラシ等での広報活動をしていきます。
		[施策の方向]の「学校教育施設」 P3と同じく「学校」とする。	2	反映	「学校」に修正します。

# 主な意見及び対応一覧表

項目	対応ページ	意見	関連意見	対応
重点目標 2	6	近所で DV に気づいた人は、警察に通報して警察の立ち入り権利を与えて逮捕できるようにすると良い	9,21	回答 DV防止法第8条により身体的な暴力に限り警察が対応することができます。
重点目標 3	7	被害者の方が安心して相談できる電話窓口(チャイルドラインのようなフリーダイヤル)があれば良い	1	回答 「DV相談ナビ」にて電話対応しております。
		重点3 今の若い親は PC や携帯に頼る機会が非常に増加しているのでサイト利用も選択肢の一つになるのでは？	18	回答 パソコン・携帯電話のホームページからメールによる相談が可能です。
		[施策の方向]の「DV センター等の検討」 具体的にするため[等]を取る。P2 の(1)策定の背景の記述の中でも2ヶ所「DV センター」と「等」無しで表現されている。	2	回答 DVセンター設置及び相談窓口の集約化の2項目を検討することとしているため「DVセンター等の検討」としております。
		・DV センター等の検討・設置について早期に実現されるよう希望 ・DV センターそのものについては独立性はあまり必要でなく、既存の組織の中でいかに機能できるかに早急に取り組んでほしい	19,20	回答 設置について検討し、設置する場合はすみやかに対応します。
		相談窓口は集約化の方向が良い (効果) ・窓口がわかりやすくなる。 ・たらいまわしにされない。	19,22,29	回答 集約化について検討し、集約化する場合はすみやかに対応します。
重点目標 4	8	[現状と課題] 7行目「同行支援」 一般的に使用されない表現。	2	反映 同行支援を行う「同行する」と修正します。
		[施策の方向] 「警察等他機関」 具体的な機関名を入れる	2	回答 加害者への情報流出を避けるため、具体的な機関や支援を明記しないようにしています。

# 主な意見及び対応一覧表

項目	対応ページ	意見	関連意見	対応
重点目標5	9	(住民票等の加害者からの閲覧制限について) 被害者から申出に基づき制限を行うとあるが、DVが相当と認められる時は直ぐに制限すべき	11	回答 国が定めた住民基本台帳事務処理要領に基づき、被害者からの申出によることとしております。
重点目標6	10	被害者を支援するための、施設(ハード)面と相談員(ソフト)面と、どちらも全然足りてないのでは？	16	回答 支援施設および相談員について、きめ細やかな対応ができるよう検討していきます。
		行政のカウンセリングもあるが、医療機関での臨床心理士へのアプローチも公費等で行うこともあるのではないか	7	回答 関連事務事業一覧に掲載のとおり、カウンセリングの必要性について検討していきます。
関係事務事業一覧	17,18	こどもへの支援「内容」欄 P17 下から2つ目「こども」、下から1つ目「児童生徒」、 P18 の上から1つ目「生徒」 3つとも異なる表現となっているので統一するべき。	2	回答 各事業とも対象範囲が異なり、誤解をまねく恐れがあるため統一しませんでした。
その他		どの程度発生しているものか、統計等があれば公表してほしい。	1,3,4	反映 参考資料へ反映させます。
		被害者を守る事と支援は大切だが、加害者への支援も必要ではないか。	9,10,23, 25,28,30	回答 県や警察との連携を検討していきます。
		DVの未然防止には、DVの原因追求・確定が不可欠	13,14,17,27	回答 県や警察との連携を検討していきます。

# 提 出 意 見 一 覧 表

番号	内 容			
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の方が安心して相談できる電話窓口（チャイルドラインのようなフリーダイヤル）があれば良い</li> <li>・計画（案）には、どれだけの人がどのような被害にあっていのか全然わからないので、まずは実態を知ることが大事なのでは？</li> </ul>			
2	<p>1．P2 （1）策定の背景の1行目（以下「DV」という） 「DV」の説明の補足が必要と思われる（ドメスティックバイオレンスのこと、以下「DV」という）</p> <p>（4）進行管理の2行目（「～連絡会議」等） 課題である「連携」がしっかり行えるようあいまいな「等」を取る。</p> <p>2．P3 2,早期発見のための体制づくり 学校教育施設 一般に使用しない用語なので分かりやすく「学校」とする。</p> <p>3．P4 基本目標1の2行目「デートDV」 この言葉の意味が必要である。次の5ページに説明はあるが4ページに無いので分からないデートDV（簡単に説明を入れる）</p> <p>4．P5 [ 施策の方向 ] の 「若年層等」 一般的な表現である「児童・生徒」もしくは「子ども」にする。</p> <p>5．P6 [ 施策の方向 ] の 「学校教育施設」 P3と同じく「学校」とする。</p> <p>6．P7 [ 施策の方向 ] の 「DVセンター等の検討」 できるだけ具体的にするため[等]を取る。P2の(1)策定の背景の記述の中でも2ヶ所「DVセンター」と「等」無しで表現されている。</p> <p>7．P8 [ 施策の方向 ]</p> <p>「警察等他機関」 具体的な機関名を入れた方が良い。</p> <p>[ 現状と課題 ] の7行目 [ 同行支援 ] 一般的に使用されない表現なので分かりやすく直したほうが良い。</p> <p>8．P17～18「関係事務事業一覧」の こども支援の「内容」欄</p> <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 10px;">                 P17の下から2つ目「子ども」                  P17の下から1つ目「児童生徒」                  P18の上から1つ目「生徒」             </td> <td style="border: none; font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">3つとも異なる表現となっているので統一するべき。</td> </tr> </table>	P17の下から2つ目「子ども」 P17の下から1つ目「児童生徒」 P18の上から1つ目「生徒」	}	3つとも異なる表現となっているので統一するべき。
P17の下から2つ目「子ども」 P17の下から1つ目「児童生徒」 P18の上から1つ目「生徒」	}	3つとも異なる表現となっているので統一するべき。		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの相談者が年間何人いるのでしょうか？</li> <li>・個人情報の提供が難しい時節柄、若年層等への教育をしっかりとしてほしいです。</li> </ul>			
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度発生のか、統計等があれば公表していただきたいと思います。</li> <li>・早期に発見して加害者に注意喚起する事が大事</li> <li>・市のHPには相談窓口が見当たりません</li> </ul>			

# 提出意見一覧表

番号	内容
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民全体での意識啓発が第一。そのためにロールプレイングによる事例紹介や当事者（経験者）がメンターになり相談するなどの具体策が必要</li> <li>・女性から男性へという事例も多くなっていると聞く。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察か指導員がすぐにとんでくる態勢作りが重要。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者が被保険者の場合に手続き等により入院の事実を伝えることは、居場所を知られてしまうこと、及び支払い等については応じない、ならびに自費になるケースでは高額な治療費のため支払いができないケースがあり、医療機関での債務となる。未然に防ぐことも重要ですが、受傷した場合の医療機関への配慮も検討してほしい。</li> <li>・行政のカウンセリングもありますが、医療機関での臨床心理士へのアプローチも公費等で行うこともあるのでは</li> <li>・居場所特定のため医療機関へ問い合わせ、訪問による聞き取りもあることをご認識下さい。（対応が非常に難しい）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内、隣り組からの連携の方向から議論が盛り上げられていく施策の方が良い</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所でDVに気づいた人は、警察に通報して警察の立ち入り権利を与えて逮捕できるようにすると良い</li> <li>・加害者の刑を重くして刑務所に入って更生させるべきです。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県内や八戸には自助グループはないのか？</li> <li>・DVの加害者を治すことはできないと言われていますが、今はどのように考えられているのか？</li> <li>・若年層等への教育、啓発で、全国にはDV防止の活動をしている女性（DV被害経験者も含め）がたくさんいるので、学校等へ出向いてもらい、講演してもらったらどうか？</li> <li>・外国人への援助も必要</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P9 現状と課題 DVが相当と認められる状態の時は直ぐに制限すべきでは？</li> <li>・P9 [ 施策の方向 ] 個人情報連絡にあたっては管理を強く徹底する方法をお願いします。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生したときに医療関係者からの通報と連携するのがベスト。</li> <li>・事件に発展しないよう、被害者の保護に関して徹底した管理が必要。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"未然防止"には病的とも言える加害者のDV行為に至るワケ（原因）の追求</li> <li>・"早期発見"に欠かせない被害者が相談すら"ためらう"要因は何なのか</li> <li>・"ためらい"が取れた要因は何だったのか</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 400px;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</span> <p>特定できたら大きな前進になる。</p> </div>
14	DVの未然防止には、DVの原因追求・確定が不可欠

# 提出意見一覧表

番号	内 容
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P6 早期発見には地域の輪である町内会活動に基本があろう。町内会へ参加し活動を充実させることで、日常生活から DV 発見と被害者対応に寄与することとなる。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者を支援するための施設（ハード）の面と、支援していく相談員（ソフト）の面と、どちらも全然足りていないのでは？</li> <li>・ HP や広報を利用してとありますが、まだまだ足りない！</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法行為の原因を精査する必要がある</li> <li>・ 市民（若年者も含めて）への理解促進のために、市内の各公民館・集会所・生活館等で DV 防止の必要性や重要性を説明してはどうか</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P5 重点 1 では 市の広報、地元新聞の情報欄活用、中、高校での教育課題への位置づけも考えても良い</li> <li>・ P6 重点 2 では医療機関・保育所・幼稚園・児童館等にも依頼しての情報収集が有効</li> <li>・ P7 重点 3 今の若い親は PC や携帯に頼る機会が非常に増加しているのでサイト利用も選択肢の一つになるのでは？</li> <li>・ P8 重点 4 P11 重点 7 P12 重点 8 など関係者、関係機関、町内での情報共有と連携により、当該家族等の把握と対応、処理等の即応が大切</li> </ul>
19	<p>( 1 ) 7P 重点目標 3 施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV センター等の検討・設置について今後の検討とあるが、早期に実現されるよう希望</li> <li>・ 相談窓口は集約化の方向が良いと考えられる。</li> </ul> <p>( 2 ) 6P 重点目標 2 早期発見のための体制づくり、施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の支援者に対する啓発で、町内会組織はこれに含まれるのか？又、含まれないのであればチラシの配付（回覧）等で対応してほしい。</li> </ul> <p>( 3 ) 総括事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要は関係機関が横の連絡を密にすることができるのか。タテ割の悪い点をどう改善できるか。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どれだけ民間団体と連携しているかが鍵</li> <li>・ 個々の見直しも含めてマニュアルの「検討・継続」は常に必要</li> <li>・ DV センターそのものについては独立性はあまり必要でなく、既存の組織の中でいかに機能できるかに早急に取り組んでいただきたい</li> </ul>

# 提 出 意 見 一 覧 表

番号	内 容
21	<p>1 . 2 頁 1 . 計画策定にあたって            ( 4 ) 進行管理 2 行目「八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議」を次の通りに改める。「八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という)」1 1 頁「現状と課題」2 項も同じ。用語の関連、3 頁 7 - 1 1 頁 [ 施策の方向 ] 1 3 頁基本目標 2 行目</p> <p>2 . 6 頁 施策の方向            警察署に通報し、被害者の安全の確保を図る。あと 、 と項目を下げる。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所内での横のつながりが必要</li> <li>・ 被害者相談時にたらいまわしにならないような業務の集約化(重要目標 )の が必要</li> <li>・ 窓口対応者の対応能力のなさから発生する二次的被害に注意するため業務に携わる担当者の講習等が必ず必要</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加害者は自分がしている事が悪い事だと認識していないのではないのでしょうか？加害者にも、自分がした暴力を客観的に見せる方法があれば良い。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口について ( P5 施策の方向 )            記載したカードの設置場所はコンビニやスーパーのトイレなど、相手にわかられずに連絡できそうな所にも置いた方が効果的</li> <li>・ 被害対象者について ( 全体的 )            配偶者とあるが ( 女性 ) の場合以外はどうかということの設定は無いようだ。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV 被害者を守る事と、支援は大切だと思うが、加害者への支援も必要になってくるのではないか。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層への教育や、現状を知らしめる啓発活動には力を入れてほしい</li> <li>・ 男性も DV を受けていないとも限らないのではないか？</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なぜ家庭の中で配偶者からの暴力が起きるのかなど、その原因とか事情を詳しく解明し正しく把握することが、何より第一にやるべきこと            基本計画の施策を進めるための重点目標に、なぜ、地域や家庭の状況や把握の重要性、そのための実態調査の徹底の大切さなどが取り上げられていないのか、疑問</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加害者に指導、罪を問う、注意等はないのか？保護支援だけでは再発防止は難しいため DV 被害者と加害者の両方に対応する事が必要</li> </ul>
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口を分かりやすくしてほしい ( 課が多すぎ ? )</li> <li>・ それぞれの課での横のつながりをもっと充実して</li> </ul>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者支援が大きく考えられ行われることが良かった。それ以上に加害者の暗い病の世界を明るくできないのでしょうか。</li> </ul>



# 提出意見一覧表

番号	内容
31	・いじめ、無視、過干渉などでも精神的、肉体的に問題が起こる事もDVであると、見方を変えて意識を促す事が必要
32	・市及び警察等機関の処置遅れが多い ・とにかく相談に来た人に対する支援はきちんと(放置しない)すれば、この問題は解決する
33	・今後の取組が大切。不幸な出来事が発生しない事を願いながら、支援計画が速やかに実行されることを祈っております
34	・私共の家庭内では皆無であり又小生の知人、友人、地域の人達の間で相談、また噂話等、一切皆無のためコメントできかねます。
35	・基本目標 「未然防止のための取組の推進」これにもっと重要度をおいて、市民に周知徹底をさせることがもっとも大切 ・DVは犯罪！くらいの意識を一人一人が持つような推進のための施策が必要
36	P4(基本目標)暴力の未然防止のための取組の推進について 学校において、具体的にどのような行為がDVか、DVが将来どのような影響を及ぼすかを話して理解してもらいたいと思います。
37	・今現在被害にあっている人、子供にぜひこの計画を役立てて欲しい。
38	・計画(案)を早急に策定決定し、八戸市を、誰もが安心安全な生活ができる環境づくりを速やかに進めて頂く事を願っております。
39	・近所から怒鳴り声が聞こえたり、職場の同僚が痣を負ったまま仕事に来たりした時は、「うちの回りにこんな人がいるよ」と伝えることも必要
40	・「DV防止法」なる法律をもっとPRすべき ・気軽に当事者が相談できる環境を作るべき ・相談員の人材抜粋も大事な要素
41	・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図るとあるが、地域の誰が委員になっているのかわからないので地域の住民に氏名を周知してほしい。
42	・P10の「自立に向けた支援」は、すべてが緊急性を持って行われるべき内容である
43	・P10「施策の方向」について、より力を入れてください。
44	・月に1~2度でも授業時間を設け、「道徳授業」とでも申しませうか、DV教育を徹底的に叩き込む事も将来性の有る根本的な解決になるのではないか。
45	・暴力をふるう人は、ストレス、雇用、リストラの精神的なものがあるので、八戸の経済が良くなればいろんな問題が解決できるのではないか。
46	・関係部署・スタッフが情報を共有し、親身になって対応することが重要 ・地区別受付件数等の情報提供を定期的に行い、市民に関心を持ってもらう取り組みが必要

# 提 出 意 見 一 覧 表

番号	内 容
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立派な計画案だと思います。問題が発生したら早急に改善して対応出来るよう、関係を構築して頂きたい。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な運営は「こども家庭課」が大半担当しているようですが、対応が事務的になったり不行届きにならないでしょうか？又、他の課との情報の共有がスムーズに出来るか。</li> <li>・（被害者対応について）緻密な配慮がなされますような運営をお願いします。</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層への教育、啓発活動推進について、学校への出前講座や、各種イベントを利用した意識啓発をお願いします。</li> <li>・啓発活動 女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）では、街頭でチラシを配布するというだけではないと思いますが、期間中での集中的な活動内容を知りたい</li> <li>・「はっち」の有効利用や、人が集まる場所での寸劇（八戸短期大学やNPO団体とのタイアップ）を披露するなど、楽しみながら意識付けできるイベントを企画してみても良いのではないかと</li> </ul>
50	5P 市民への理解の普及 若年層への啓発 6P 学校での体制の構築 7P 多様なニーズへの対応 相談員等の研修 8P 警察等他機関との連携 児童相談所との連携 9P 個人情報の保護 10P こどもへの支援 12P 関係団体、担当者との連携
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者（妻）にDVを行う夫は改心などできない。離れるしかないと思う。</li> </ul>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ては、全人類の資質の向上しかないと思うが無理だろう。ならば、被害者を万全な体制で、守るしかない</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者救済の為の、支援計画も広く告知する事で利用し易い相談機関となると思います。</li> </ul>
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも人に知られずに相談できる「はっち」や、子育て広場の中の4階窓口、担当者が専門的なんとかではなく受け入れの場所づくりが必要</li> </ul>
55	P5 「意識啓発」 1年位かけて各中高校をまわり、弁護士等の生の声でのPR活動があると、より良い P7 「相談体制」 女性相談員ではなく、専門の資格を持つカウンセラーや、医師など加わる、又は市の担当者にカウンセラーの資格を取得させる
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に立ち入る事が多くなるので、簡単に解決出来る可能性は低い</li> <li>・若年層の教育、啓発に継続して力を入れる事が有効</li> </ul>

# 提 出 意 見 一 覧 表

番号	内 容
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7頁の「相談体制の充実」について、横の連携そして職員の引継ぎや専門研修は徹底してやってほしい</li> <li>・ 警察が真剣に動いてくれる事が、不幸をなくす鍵にもなるため、より連携して行ってほしい</li> </ul>
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは相談しやすい窓口であってほしい（相談の窓口はどこか？という点でも、もっと周知の必要がある</li> <li>・ 守秘義務の徹底。</li> </ul>
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昔ながらの『かけこみ寺』を各町内に作る事</li> <li>・ 行政が窓口では敷居が高く行きづらい。</li> </ul>
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P5 意識啓発</li> </ul> <p>リーフレットばかりでなく、参考図書の紹介もあって良いのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P6 早期発見</li> </ul> <p>（地域支援者）奉仕団体（ライオンズクラブ、国際ソロプチスト等）もDVに対する活動をしているが、市が間に入ってより広がるよう勉強会、研修会等の案内をしてみてもどうか。</p>
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P7-8 一時保護施設よりも気軽に駆け込める居場所をNPO等を利用して作る事が必要だと思う。</li> <li>・ P13 このような施設と関係課の取り組みが被害者または、被害に合う可能性のある市民、そして社会全体に伝わり、浸透されていく仕掛け作りが、NPO等を活用するなどして必要である。効果的かつ戦略的なPRを望む。</li> </ul>
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2P 身内からでも、暴力を受けたら犯罪です。と記載できないか？</li> <li>・ 役所内に担当の部を設け、広くアンテナを張り、事実確認をしたら説得する。それでも暴力が改まらない様だったら警察にお願いする。</li> </ul>
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事犯の事前防止も重要ですが、施策の方向では、こども家庭課による「配布・啓発・周知・普及啓発・連携を図る」に留まっておりますが町内会毎の民生委員・行政委員等ともタイムアップした活動で、もう一步踏み込んだ活動は無いものか。学校では授業に取り込む事は出来ないか。</li> <li>・ P6 ・こどもの生活不安を早期に発見できるように学校での体制構築を図る」とありますが、これらは既に取組済ではないか。もっと警察や市内の防犯協会及び健康な街づくり・・・協議会等の支援や連携でもう一步踏み込んだ行動・活動は無いか。</li> <li>・ (計画全体について)時々により、内容を修正しながら、「継続」することが必要</li> </ul>
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TVやメディアなどでDV(暴力)などの報道をされているが、外部からだとなかなか分からないと思う。SOSを察知することができる人材を育てるようにしたらどうか。</li> </ul>

# 提 出 意 見 一 覧 表

番号	内 容
65	・被害者が気軽に相談出来るように、例えばデパートとか公民館や図書館等の中に、目立たずスーっと入って行ける様なコーナー（部屋の方が良い）があり、年中無休で対応出来れば良い
66	・偽装離婚のために利用されないような骨子作りが必要 ・母親学級、父親学級から、親と子の両方から人格形成についての教育の場を市が設けてほしい
67	・男女共同参画の大きな視点からも連携して啓発事業に取り組んではいかが ・男女共同参画のイベントなどにもチラシ、冊子を配布するなど、連携した方が良い ・市民活動団体と連携し、市民講師として活用し、小さな集会等にも講座を実施
68	・いかに近くの人が早期に気づいてあげられるかそれにつきる

# 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（案）

平成 24 年 月  
八 戸 市

はじめに

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり深刻化しやすい特徴があります。

これまで、本市では、家庭（児童）女性等相談室において、女性相談員を配置し、女性に関する様々な相談を行っておりますが、DVの疑いのある相談が年々、増加する傾向にあり、DVの防止や被害者の支援の取組を、更に積極的、効果的にまた計画的に推進していくことが必要になっています。

こうしたことから、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため本計画を策定しました。

本計画では、「暴力の未然防止のための取組の推進」など4つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの基本目標の下に重点目標や施策の方向を定め、DV被害の未然防止に取り組むとともに、被害者においてはその方の立場に立った切れ目のない支援が実現できるよう取り組むこととしています。

今後、本計画を基に、「DVのない安全・安心なまちづくり」を目指し、今後、一層の努力をしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました「八戸市虐待等防止対策会議」委員の皆様、貴重なご意見を賜りました「八戸市健康福祉審議会」委員の皆様、並びに多くの関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年9月

八戸市長 小林 眞

# 目 次

1 計画策定にあたって	P2
(1) 策定の背景	
(2) 策定の趣旨	
(3) 計画の期間	
(4) 進行管理	
2 施策の体系	
(1) 施策の体系図	P3
(2) 基本目標	P4
(3) 重点目標	P5 ~ P12
(4) 関係課および関連事務事業一覧	P13 ~ P18
3 資料編	
・配偶者からの暴力の現状	P19 ~ P24
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	P25 ~ P36
・八戸市虐待等の防止に関する条例	P37 ~ P38

# 1 計画策定にあたって

## (1)策定の背景

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:Domestic Violence、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

その被害者は多くの場合女性であり、生活面や経済面において弱い立場におかれていることが少なくありません。そのため配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善するため、配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。))が制定され、保護命令の制度や配偶者暴力相談支援センター(以下「DVセンター」という。))による、一時保護などの業務が開始されました。

平成16年には、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。))の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。))の策定などが盛り込まれました。

平成19年には、市町村基本計画の策定とDVセンターの業務の実施が市町村の努力義務となりました。

市町村基本計画における留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」及び「既存の福祉施策等の十分な活用」「市町村基本計画とDVセンターとの関係」「地域の状況に応じた市町村基本計画の策定」をあげています。

## (2)策定の趣旨

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」であり、DV被害者とその子の安心と安全に配慮した総合的なDV防止対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

## (3)計画の期間

この計画の期間は、平成29年3月までとします。

計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

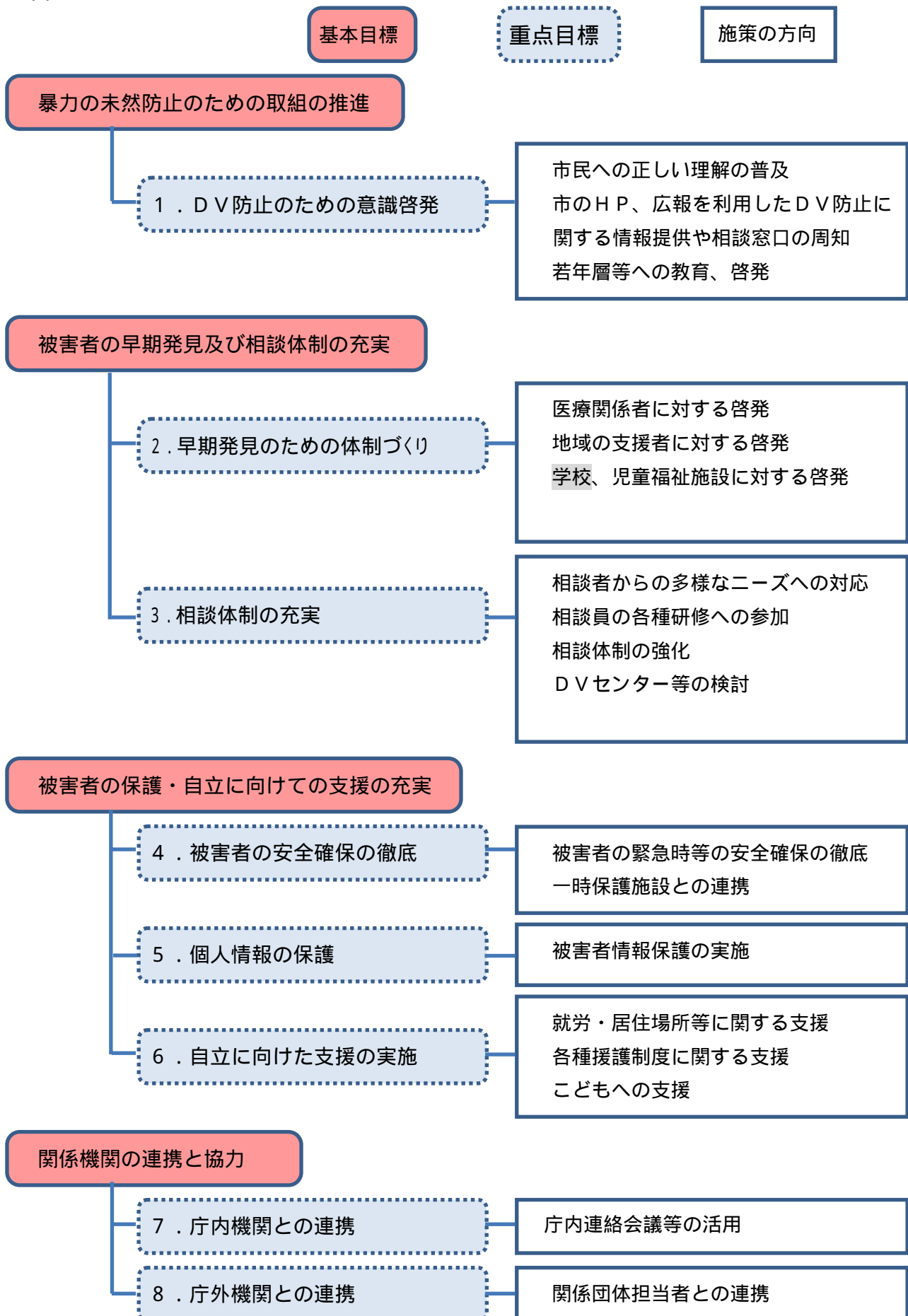
## (4)進行管理

計画に掲げた重点目標の具体的施策について、毎年、施策ごとに担当各課の実施状況をまとめ、「八戸市DV被害者支援庁内連絡会議」等で現状と課題等の検証を加え、「八戸市虐待等防止対策会議」において報告します。



## 2 施策の体系

### (1) 施策の体系図



**(2)基本目標****基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進**

DVを防止するためには、DV行為に関する市民の認識を高めていくことが必要です。また、恋人間における暴力（以下「デートDV」という。）を防止するためにも、学校において男女平等教育等の中でDV防止につながる教育を進めていく必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

**重点目標1 DV防止のための意識啓発****基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実**

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、関係課の連携や相談員の資質向上の必要性が高まっています。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

**重点目標2 早期発見のための体制づくり****重点目標3 相談体制の充実****基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実**

被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行ううえで非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。

また、被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

**重点目標4 被害者の安全確保の徹底****重点目標5 個人情報の保護****重点目標6 自立に向けた支援の実施****基本目標 関係機関の連携と協力**

DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力してDV施策に取り組むことが有効かつ重要です。より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

**重点目標7 庁内機関との連携****重点目標8 庁外機関との連携**

### (3)重点目標

#### 重点目標1 DV防止のための意識啓発

##### 【現状と課題】

- ・市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的気運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。
- ・DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。
- ・DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。
- ・最近では、デートDVが新聞やテレビで報道されるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。このことは、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。このため、若い世代に対し、配偶者暴力に関する正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。

##### 【施策の方向】

- 市民への正しい理解の普及
  - ・DVに関する正しい理解と認識を図るため、啓発用リーフレットを配布する。  
**〔こども家庭課〕**
  - ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)期間中は集中的な啓発をする。  
**〔こども家庭課〕**
  - 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知
  - ・広報誌、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。  
**〔こども家庭課〕**
  - ・DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。  
**〔こども家庭課〕**
- 若年層等への教育、啓発
  - ・学校において、人権や男女平等についての教育・啓発をする。**〔こども家庭課〕**

## 重点目標2 早期発見のための体制づくり

### 【現状と課題】

- ・DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらいがちです。
- ・子どもにとっては、精神不安定により養育に好ましくない影響を及ぼすこともあります。
- ・DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

### 【施策の方向】

#### 医療関係者に対する啓発

- ・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。 (こども家庭課)

#### 地域の支援者に対する啓発

- ・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。 (こども家庭課)

#### 学校、児童福祉施設に対する啓発

- ・被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。 (こども家庭課)

- ・子どもの生活不安を早期に発見できるよう学校での体制の構築を図る。

(教育指導課)

### 重点目標3 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

- ・市では、家庭(児童)女性等相談室において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて24時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきました。
- ・DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではありません。繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の(夫等の)家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。
- ・窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者がさらに精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。

#### 【施策の方向】

相談者からの多様なニーズへの対応

- ・高齢者、障がい者または外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、支援体制を検討する。 (こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課)

- ・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次的被害を防ぐ。

(こども家庭課・市民課・健康増進課・国保年金課・学校教育課)

相談員の各種研修への参加

- ・被害者への正しい理解と、適切な助言を行うため、専門研修を受講し、相談員等の資質の向上を図る。 (こども家庭課)

相談体制の強化

- ・パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応する。 (こども家庭課)
- ・被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。 (こども家庭課)

DVセンター等の検討

- ・DVセンターの設置について検討する。 (こども家庭課)
- ・各課窓口で行っている相談業務の集約化について検討する。

(こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課)

DVセンター ... DV防止の中心的役割を担う機関。相談・カウンセリング・被害者保護・自立支援に関する情報提供等を行っている。都道府県は設置が義務付けられている。

## 重点目標4 被害者の安全確保の徹底

### 【現状と課題】

- ・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。
- ・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口で相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。
- ・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行するなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。

### 【施策の方向】

#### 被害者の緊急時等の安全確保の徹底

- ・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。  
**〔子ども家庭課・高齢福祉課〕**
- ・警察等他機関と連携して支援する。  
**〔子ども家庭課〕**  
一時保護施設との連携
- ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。  
**〔子ども家庭課〕**
- ・子どもへの暴力がある場合は、児童相談所と連携して支援する。  
**〔子ども家庭課〕**

## 重点目標5 個人情報保護

### 【現状と課題】

- ・加害者がDV被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではDV被害者等からの申出に基づき、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、DV被害者等である旨の情報提供を行っています。
- ・被害者のこどもの就学に際し、転校先の学校や教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応をしています。
- ・関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。

### 【施策の方向】

#### 被害者情報保護の実施

- ・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。  
〔市民課〕
- ・デートDVや親子間での暴力等、配偶者以外からの暴力被害については、住民基本台帳事務における支援措置の取扱いに準じた市独自の取扱いにより、被害者の個人情報の保護を行う。  
〔市民課〕
- ・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。  
〔生活福祉課・市民課・国保年金課〕
- ・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。  
〔こども家庭課〕

## 重点目標6 自立に向けた支援の実施

### 【現状と課題】

- ・DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。
- ・自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。
- ・高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。
- ・子ども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。また、DVは子どもに直接向けられた行為ではありませんが、その行為を子どもが直接目撃している場合は、子ども自身が心理的被害を受けていることがあります。そのため心理的なケアを行う配慮が必要です。

### 【施策の方向】

#### 就労・居住場所等に関する支援

- ・相談窓口において、自立支援に関わる情報提供をする。 **〔子ども家庭課〕**
- ・被害者の状況に応じ、医療機関やカウンセリングの情報提供をする。 **〔子ども家庭課〕**
- ・必要に応じた被害者へのカウンセリングの実施について検討する。 **〔子ども家庭課〕**
- ・市営住宅において一定期間の目的外使用を実施し、新規入居時における優先的な扱いについて検討をする。 **〔建築住宅課〕**
- ・被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。 **〔子ども家庭課〕**

#### 各種援護制度に関する支援

- ・生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を活用する。 **〔子ども家庭課・生活福祉課〕**
- ・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施する。 **〔市民課〕**

#### 子どもへの支援

- ・保育所への入所を優先的に実施する。 **〔子ども家庭課〕**
- ・学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、就学援助等適切な対応と支援をする。 **〔学校教育課〕**
- ・転校後の学校内での安全を確保する。 **〔学校教育課〕**
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員等によるカウンセリングを行い、こどもの心理的安定を図る。 **〔教育指導課〕**



## 重点目標7 庁内機関との連携

### 【現状と課題】

- ・被害者は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立って行う必要があります。
- ・市では、DV被害者支援庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っておりますが、今後もDVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。

### 【施策の方向】

#### 庁内連絡会議等の活用

- ・保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報共有をして、相談に関する支援を円滑に進める。

**〔こども家庭課〕**

## 重点目標 8 庁外機関との連携

### 【現状と課題】

- ・DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。
- ・現在は、八戸地域DV防止法担当者連絡会議で関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。

### 【施策の方向】

#### 関係団体担当者との連携

- ・外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、関係機関との協力体制に努める。 **(こども家庭課)**
- ・一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。 **(こども家庭課)**
- ・DVセンターとの連携・協力体制を強化する。 **(こども家庭課)**

**(4)関係課および関連事務事業一覧**

## 関係課

基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進	
重点目標1 DV防止のための意識啓発	(関係課)
市民への正しい理解の普及	こども家庭課
市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課
若年層等への教育、啓発	こども家庭課

基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実	
重点目標2 早期発見のための体制づくり	(関係課)
医療関係者に対する啓発	こども家庭課
地域の支援者に対する啓発	こども家庭課
学校、児童福祉施設に対する啓発	こども家庭課 ・ 教育指導課
重点目標3 相談体制の充実	(関係課)
相談者からの多様なニーズへの対応	こども家庭課 ・ 高齢福祉課 ・ 障がい福祉課 市民課 ・ 健康増進課 ・ 国保年金課 学校教育課
相談員の各種研修への参加	こども家庭課
相談体制の強化	こども家庭課
DVセンター等の検討	こども家庭課 ・ 高齢福祉課 ・ 障がい福祉課

基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実	
重点目標4 被害者の安全確保の徹底	(関係課)
被害者の緊急時等の安全確保の徹底	こども家庭課 ・ 高齢福祉課
一時保護施設との連携	こども家庭課
重点目標5 個人情報保護	(関係課)
被害者情報保護の実施	生活福祉課 ・ こども家庭課 ・ 市民課 国保年金課
重点目標6 自立に向けた支援の実施	(関係課)
就労・居住場所等に関する支援	こども家庭課 ・ 建築住宅課
各種援護制度に関する支援	生活福祉課 ・ こども家庭課 ・ 市民課
こどもへの支援	こども家庭課 ・ 学校教育課 ・ 教育指導課

基本目標 関係機関の連携と協力	
重点目標7 庁内機関との連携	(関係課)
庁内連絡会議等の活用	こども家庭課
重点目標8 庁外機関との連携	(関係課)
関係団体担当者との連携	こども家庭課

関連事務事業一覧

Ver. 2.0 (H24.8.27)  
各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市民への正しい理解の普及	こども家庭課	DV被害防止啓発用リーフレット配布	ポスター掲示 カード・チラシ 窓口設置							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市民への正しい理解の普及	こども家庭課	女性に対する暴力をなくす運動	11/12～11/25の期間中に街頭にてチラシ配布							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課	広報「はちのへ」掲載	相談窓口のお知らせ 4月号・8月号・1月号に掲載							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課	ホームページ開設	パソコン、携帯電話からの相談も可能							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	若年層等への教育、啓発	こども家庭課	ポスター・チラシ配布	市内の大学・高等学校へポスター掲示、チラシ配布							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	医療関係者に対する啓発	こども家庭課	チラシ配布	市内の医療関係者へチラシ配布							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	地域の支援者に対する啓発	こども家庭課	・チラシ配布 ・女性に対する暴力をなくす運動	・民生委員児童委員に対しチラシ配布 ・民生委員児童委員に対し、女性に対する暴力をなくす運動の際のチラシ配布の協力を依頼							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	学校、児童福祉施設に対する啓発	教育指導課	学校訪問	児童生徒の生活不安を早期に発見できる学校体制づくりのために助言する。							

関連事務事業一覧

Ver. 2.0 (H24.8.27)  
各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	学校、児童福祉施設に対する啓発	こども家庭課	研修会	・保育所職員へ研修会の開催 ・幼稚園教諭への研修会の開催							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	障がい福祉課	障がい者あんしん相談窓口業務	障がい者の総合的な相談	なし						
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な相談・支援等を行う	18,000,000円						
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	高齢福祉課	総合相談事業 (高齢者あんしん相談窓口)	高齢者の一般・困難・虐待の相談に対応	26101000						
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	健康増進課	各種保健事業 (健康相談、家庭訪問等)	心身の健康に関する個別の相談に応じ、不安や悩みが解消され、健康の保持増進ができるように支援する。							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	こども家庭課	女性相談	外国人への対応 ・他課への情報提供 ・他課への付き添い ・追跡等危険が伴う場合 ・ワンストップ支援							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談員の各種研修への参加	こども家庭課	研修参加	・婦人相談員業務連絡会議 ・八戸地域DV防止法担当者連絡会 ・母子自立支援員等研修会							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談体制の強化	こども家庭課	女性相談	パソコン・携帯電話からの相談							

関連事務事業一覧

Ver. 2.0 (H24.8.27)  
各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3.相談体制の充実	相談体制の強化	こども家庭課	マニュアル作成	DV被害者対応マニュアルを作成する							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3.相談体制の充実	DVセンター等の検討	こども家庭課	DVセンター設置の検討	DVセンターの設置について検討する							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3.相談体制の充実	DVセンター等の検討	こども家庭課	相談業務の集約化	各課窓口で行っている虐待相談業務の集約化について検討する							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	4.被害者の安全確保の徹底	被害者の緊急時等の安全確保の徹底	こども家庭課	女性相談	一時保護施設、警察との連携							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	4.被害者の安全確保の徹底	一時保護施設との連携	こども家庭課	女性相談	一時保護施設との連絡、調整							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	市民課	住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者保護のための支援措置	住民基本台帳の一部の閲覧制限、住民票の写し等及び戸籍附票の写しの交付制限を行う。 (ただし、証明書の交付制限については、原則として当市が保有するものについてのみ行う。) 請求・届出時の本人確認方法等の指定。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	市民課	住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者保護のための情報の共有化	庁内関係課において、被害者等情報を共有化を図り、また被害者の個人情報保護を徹底し、現住所等の漏えいを防止する。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	生活福祉課	生活保護の決定又は実施のために行う扶養能力調査の省略	加害者である配偶者や関係する親族へは直接扶養照会を行わない(厚生労働省社会・援護局長通知による)。	不明						

関連事務事業一覧

Ver. 2.0 (H24.8.27)

各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労・居住場所等に関する支援	こども家庭課	女性相談員	就労促進・居住場所の確保等被害者の自立支援に関する情報を提供する	0						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労・居住場所等に関する支援	こども家庭課	カウンセリング	必要に応じた被害者へのカウンセリングの実施について検討する	0						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労・居住場所等に関する支援	建築住宅課	「市営住宅等入居者募集(選考)基準」の改正	優先入居住宅の入居要件にDV被害者世帯を加える	0						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労・居住場所等に関する支援	こども家庭課	母子生活支援施設 入所	母子生活支援施設 入所	30,000千円						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	各種援護制度に関する支援	生活福祉課	生活保護法による生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障する(生活扶助・住宅扶助・医療扶助など)。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	各種援護制度に関する支援	こども家庭課	各種手当	・児童手当 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費給付 ・乳幼児等医療費給付							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	学校教育課	こどもの安全な就学の確保	こどもの就学の安全を確保するよう転校の手続きに配慮するなど、適切な対応と支援を実施するよう関係機関と連携を図る。							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	教育指導課	スクールカウンセラー	学校でのカウンセリング機能の充実のために、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を配置し、心のケアを行う。							

関連事務事業一覧

Ver. 2.0 (H24.8.27)  
各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	教育指導課	心の教室相談員	生徒が心にゆとりを持てるような環境をつくるために、悩みを聞いたり、ストレスを和らげたりすることができる相談員を配置し、心の安定を図る。							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	こども家庭課	子育て支援	・保育所入所 ・母子貸付相談							
関係機関の連携と協力	7.庁内機関との連携	庁内連絡会議等の活用	こども家庭課	八戸市DV被害者支援庁内連絡会議	原則年1回 ただし、必要に応じて随時開催							
関係機関の連携と協力	8.庁外機関との連携	関係団体担当者との連携	こども家庭課	職務関係者業務連絡会議	一時保護施設主催 参集者：母子生活支援施設職員 青森市、弘前市、八戸市職員等							



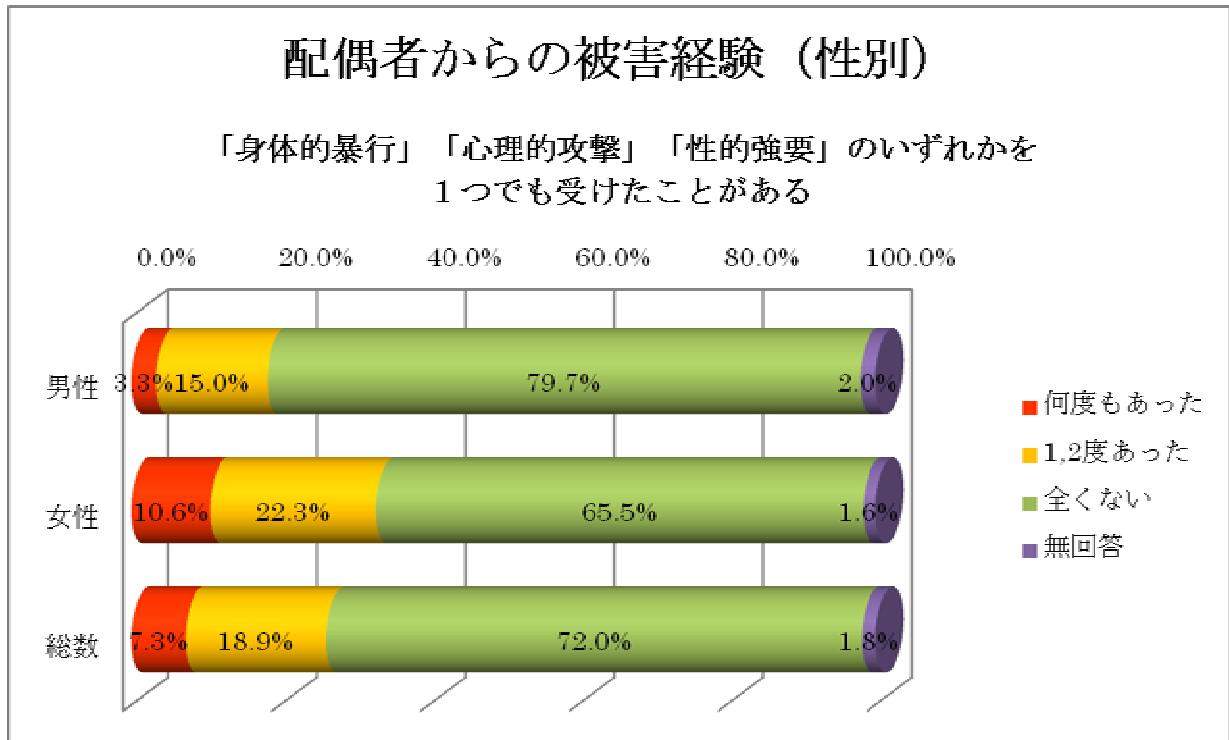
# 3. 資 料 編

- ・ 配偶者からの暴力の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P19 ~ P24
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・ P25 ~ P36
- ・ 八戸市虐待等の防止に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ P37 ~ P38

## 配偶者からの暴力の現状

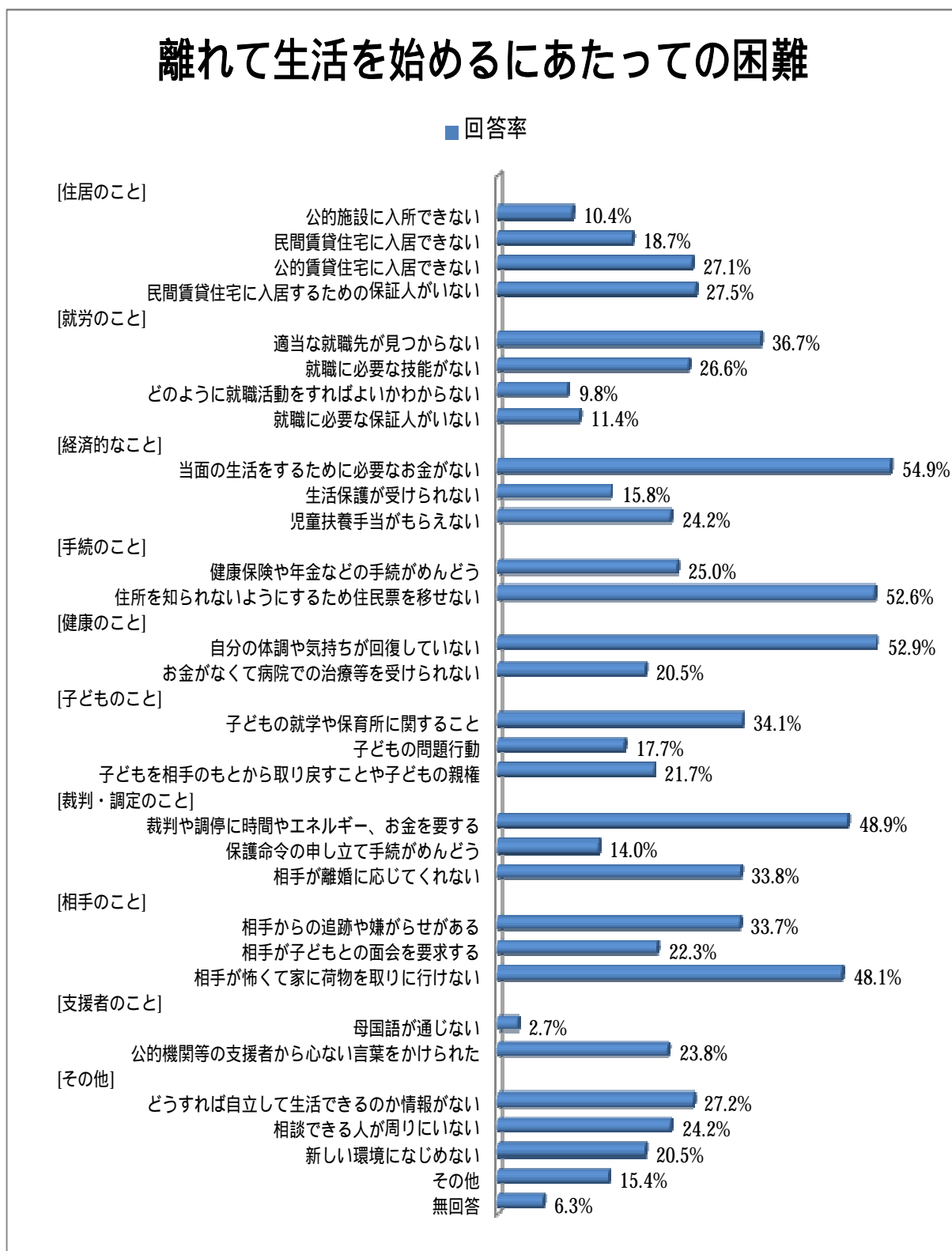
### 1. 「男女間における暴力に関する調査」(平成24年4月内閣府公表)

これまでに配偶者から身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した人の割合は、男性は2割弱、女性は3割以上となっています。



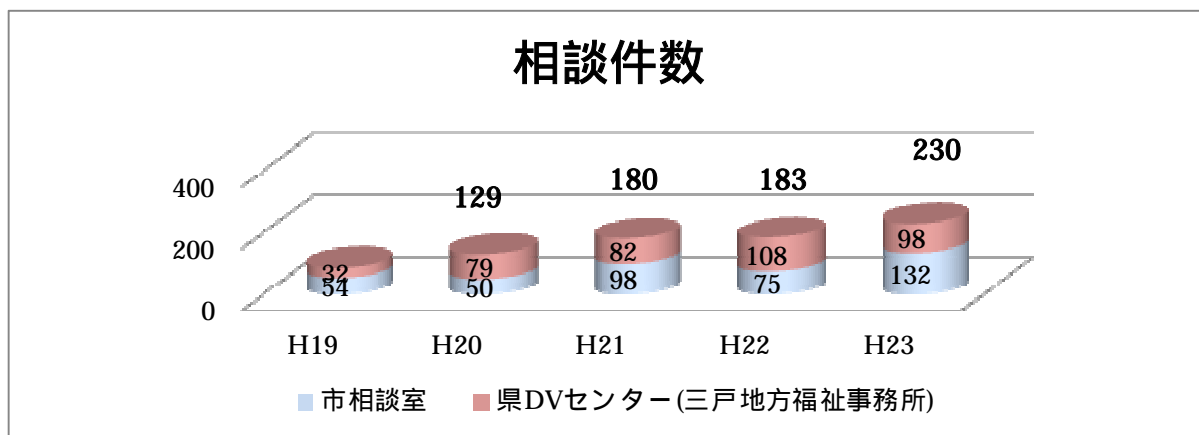
2. 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月内閣府公表)

配偶者からの暴力を受けた被害者を対象に行ったこの調査によると、被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金が無い」(54.9%)「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)など、複数の様々な困難を抱えている状況にあります。



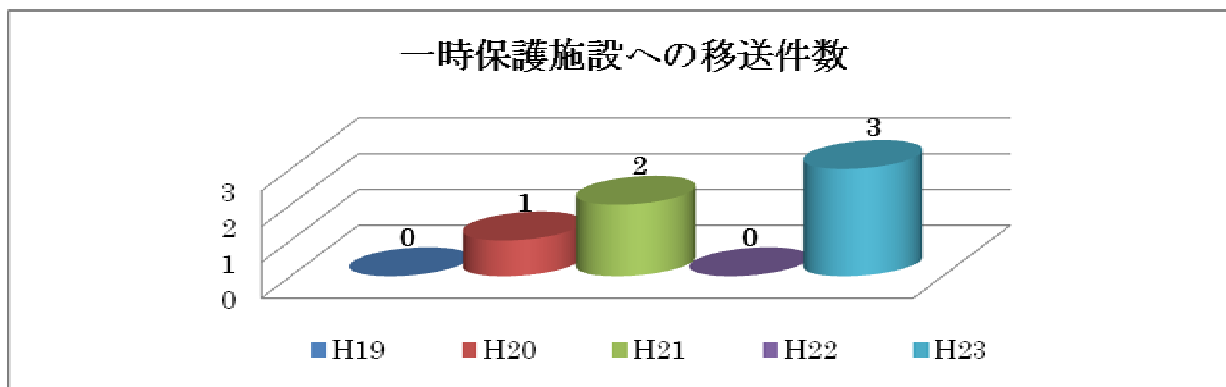
### 3. 八戸市のDV被害の状況

#### (1) 八戸市民の相談件数



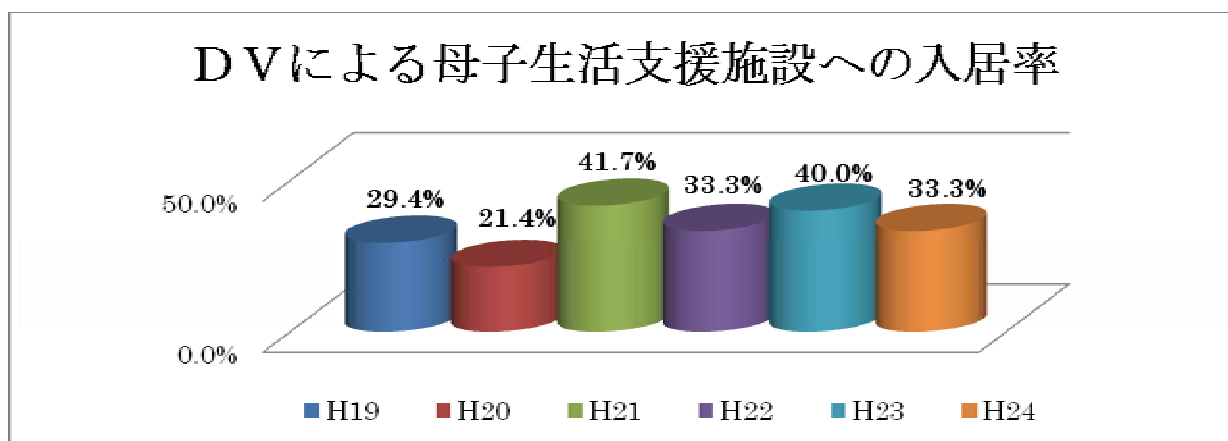
H24.3.31 現在

#### (2) 一時保護施設への移送件数



H24.3.31 現在

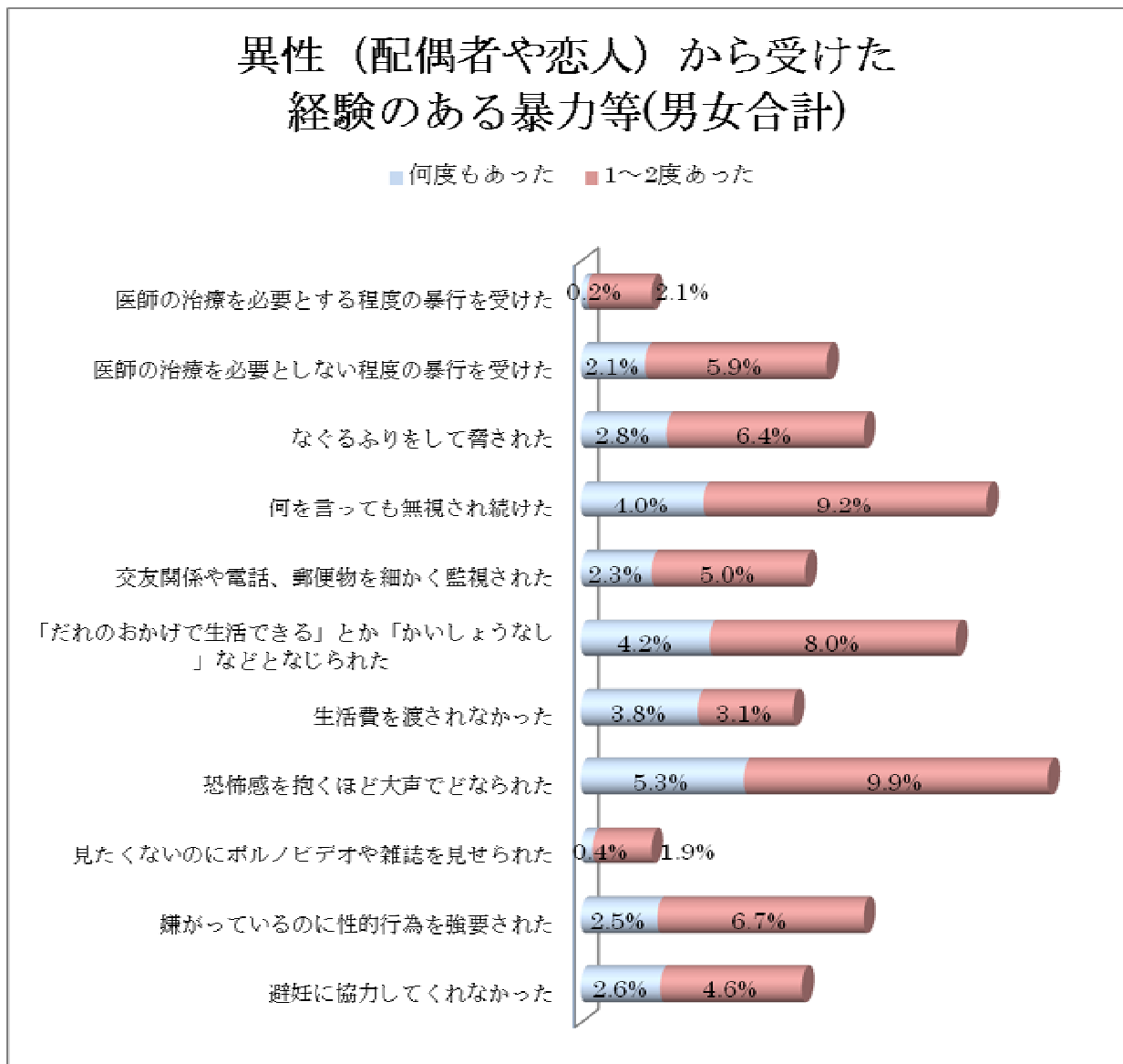
#### (3) DVによる母子生活支援施設への入居率



各年4月1日現在

4. 平成 22 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査結果報告書

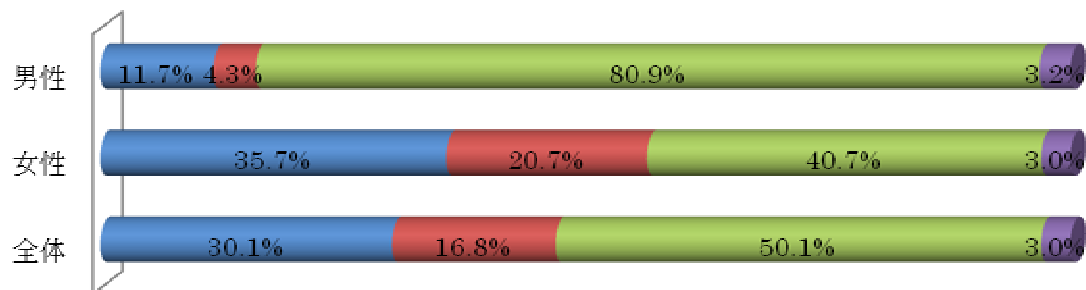
(1) 異性(配偶者や恋人)から受けた経験のある暴力等



(2) 異性からの暴力等について相談したことの有無

## 異性からの暴力等について 相談したことの有無

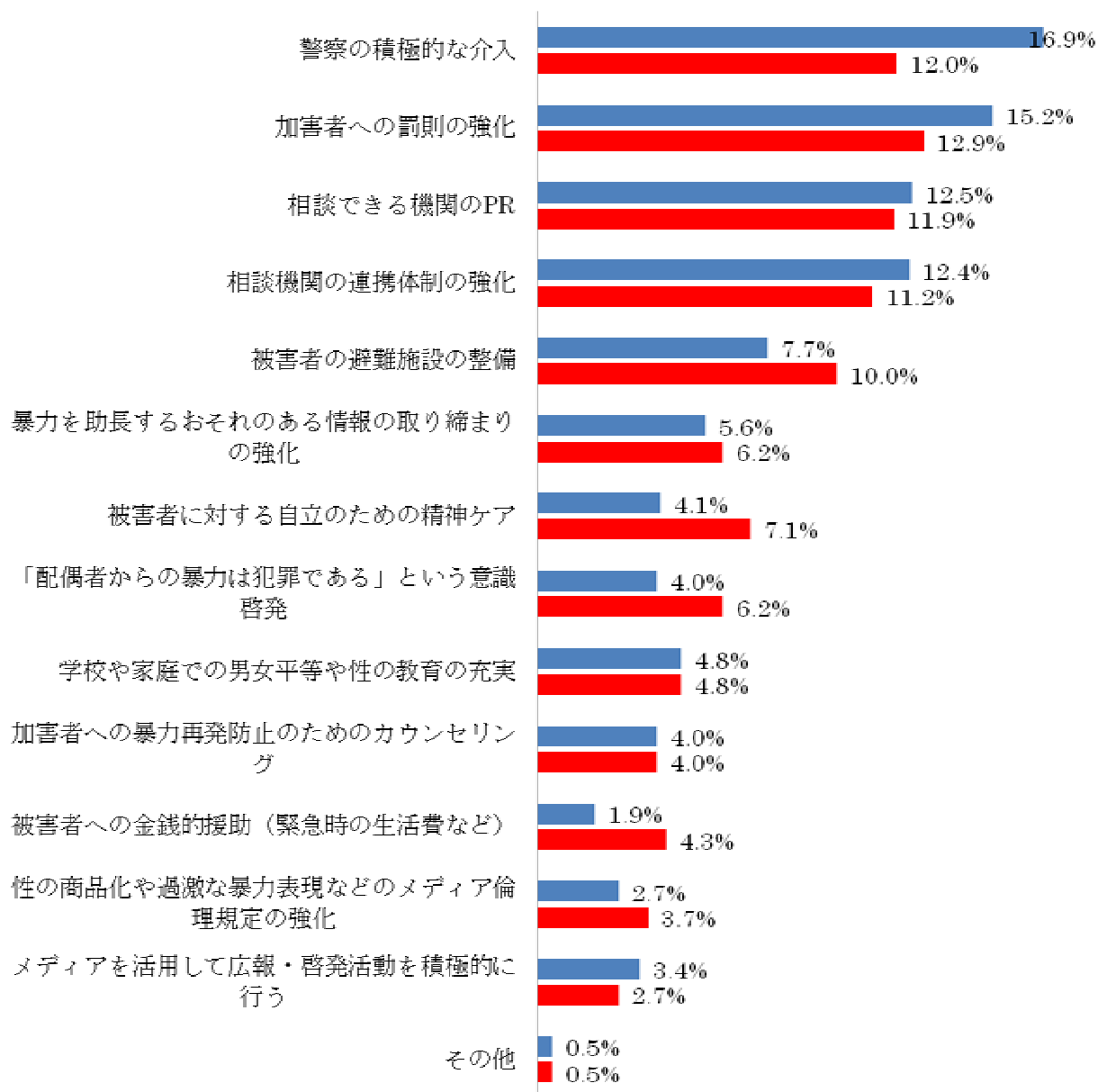
■ 相談した ■ 相談したかったができなかった ■ 相談しようと思わなかった ■ その他



(3) 男女間における暴力等への対策として必要なこと

## 男女間における暴力等への 対策として必要なこと

■ 男性 ■ 女性



**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律**  
**(平成十三年四月一三日法律第三十一号)**  
**最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号**

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

**第一章 総則**

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。



## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力

相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を

受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる



事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及

び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

人はすべて生まれながらにして自由かつ平等であり、一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、今日もなお、性別や障がいなどを理由とした不当な差別や、社会情勢の変化に伴う様々な人権侵害が存在し、私たちの生活を脅かしています。

その中においても、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やいじめ、配偶者に対するドメスティック・バイオレンスについては、特に憂慮される社会的な問題として、その防止や解決が強く求められています。

虐待やいじめは、学校や地域社会、家庭などにおける様々な要因が関わる問題であることから、私たち一人ひとりがお互いの人格と権利を尊重し合い、市、市民、関係機関等がそれぞれの責務や役割の下で協力し合いながら防止し、解決を目指していくことが必要です。

誰もが安心して暮らせる住みよい八戸市を築くため、ここに私たちは、子ども、高齢者、障がい者や配偶者に対する虐待等を市民総意の下で防止していくことを決意し、この条例を制定します。

#### （目的）

第1条 この条例は、子ども、高齢者、障がい者及び配偶者（以下「子ども等」という。）に対する虐待等を防止するとともに、虐待等に対する取組体制の強化を図り、もって子ども等が安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者（18歳の者で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者を含む。）をいう。
  - (2) 高齢者 65歳以上の者をいう。
  - (3) 障がい者 身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
  - (4) 虐待等 身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動により子ども等に身体的又は精神的な苦痛を与えること及び子ども等の所有する財産を不当に処分し、又は利用することをいう。
  - (5) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び一時的に市内に滞在する者をいう。
  - (6) 関係機関 児童相談所、警察署その他子ども等の日常生活に関係する業務を行う機関をいう。
- 2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

#### （市の責務）

第3条 市は、市民及び関係機関と連携して、虐待等の防止に関する施策及び虐待等を受けた者に対する支援に関する施策（以下「虐待防止策等」という。）を総合的に推進しなければならない。

2 市は、虐待防止策等に対する市民の意識向上を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動を推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、虐待防止策等に対する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

2 市民は、必要に応じて相互に協力し、虐待等のない地域社会づくりに努めるものとする。

(関係機関の責務)

第5条 関係機関は、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 市は、虐待等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(虐待防止策等の実施体制)

第7条 市及び関係機関は、連携して、虐待防止策等を実施するものとする。

2 市は、虐待防止策等の実施に当たり、必要に応じて虐待等の防止に資する事業又は活動を行っている団体に協力を求めるものとする。

(虐待等防止対策会議の設置)

第8条 市は、虐待等に関する情報の共有及び関連施策の充実を図るため、虐待防止策等に取り組む庁内関係部署及び関係機関の職員並びに虐待等の防止に関する専門的な知識又は経験を有する者で構成する八戸市虐待等防止対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は提言するものとする。

- (1) 市が実施する虐待防止策等の策定に関すること。
- (2) 市及び関係機関の連携強化に関すること。
- (3) その他虐待等の防止及び虐待等を受けた者に対する支援に関すること。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。